

【声明】 緑の党サポーター A 氏の言動について

2014 年 12 月 2 日

2015 年 4 月 15 日補足

緑の党大阪府本部運営委員会

2014 年 10 月 27 日、大阪府泉大津市役所にある自転車のカゴや緑の党所属の議員自宅周辺に大量の誹謗中傷ビラが配られました。緑の党サポーター A 氏は同日午後、大阪府泉大津市議会事務局に行き、同じビラを全議員に配布するように要請しました。このビラは「緑の黨員による強盗事件が発生！」「〇〇容疑者」「本人の単独実行とせず、組織的関与を認めて」など、事実でないことが書かれています。

会員や党があたかも犯罪者や犯罪組織であるかのように印象付ける表現がされており、党及び会員の名誉を不当に著しく傷つける行為です。また、それを会員の職場に持ち込んだことは、会員の業務や生活にまで影響を与えかねない行為であり許容できる限度を超えています。さらに、来年の統一自治体選挙を控えた候補者を貶め、選挙を妨害する行為であり、到底容認できるものではありません。そこで、緑の党グリーンズジャパン運営委員会は、緊急に判断を表明する必要性を認識し、2014 年 11 月 3 日付けで権利停止仮処分決定に至りました(2015 年 2 月に除名されています)

その後も、A 氏は各地の自治体議会事務局に同種のビラを持ち込む・郵送する方法で議員に配布することを求めています。また、市民団体が主催する集会などで、主催者の制止を無視して党を誹謗中傷する発言を一方的に行ったり、インターネット上でも拡散をはかるなど見過ごすことのできない状況になっています。

これ以上の被害拡大を防ぐため、名指しで誹謗中傷された党所属の議員は、A 氏を名誉毀損罪で告訴し、現在、警察も捜査を始めています。担当弁護士から A 氏宛てに警告書も発送されています。

A 氏におかれては自身の行動と置かれた状況を慎重に振り返り、今後は十分言動に注意し同様の行為を繰り返されないよう、厳重に警告いたします。

今後、集会や集まりで、A 氏が、名誉毀損のビラの配布やアピールなどを要請されてくるかと思いますが、上記の点に留意していただき、適切な処理を取るようお願いいたします。

また、市民の皆さまも、A 氏の主張に惑わされないようお願いいたします。

上記 声明の補足

2015 年 4 月 15 日

泉大津市議が告訴した A 氏への名誉毀損罪はいったん不起訴になりました。これは名誉毀損の事実が存在しなかったことを示すものではありません。市役所にある自転車のカゴや議員自宅周辺に大量の誹謗中傷ビラが配られましたが、その事実と A 氏を結びつける証拠が不十分だったということです。A 氏は議員自宅周辺等にビラを配布したことを認めていません。

ビラが周辺で大量に配布され、同じビラが議会事務局に持ち込まれれば、ふつうは A 氏

が配布したものと推測しますが、名誉毀損罪が成立するためにはもっと明確な証拠が必要と検察は判断したようです。議会事務局に全議員へのビラ配布を要請しただけでは残念ながら、名誉毀損罪は成立しません。

A氏におかれては自らのビラ配布の事実を否定しながら、誹謗中傷ビラ配布は正しいなどという矛盾した態度、言動をやめていただき自分のやったこと、あるいは誰かに指示したであろうことはきちんと認めていただきたいものです。